

注意・警戒情報

昔、だまされて買った**価値のない原野や山林を**
売りやすい土地と交換してもらえる!?

高額な差額を負担して、

再び価値のない土地を購入することに!!



30年前「値上がり確実」とだまされ、固定資産税もかからないような価値のない原野を購入した。最近、不動産業者から「土地の差額350万円を払ってくれば、もっと条件の良い土地と交換できる」という電話があったので、差額を払って新たな土地を購入した。後日、確認に行ったところ、土地は山林で、地元の人からは「売れたことはない」と言われた。また、だまされたのではないか!?



アドバイス

- ◆ 昔「**原野商法**」（必ず値上がりすると言って、ほとんど価値のない原野や山林を高値で売りつける商法）の被害にあった人が、再びだまされて、新たに価値のない土地を買わされるなど、「**二次被害**」の相談が寄せられています。
- ◆ **過去に原野商法の被害にあった方は**、名簿が出回っている可能性もあり、**注意が必要**です。
- ◆ **測量、整地、広告、土地管理**などの費用や**手数料**を払わせたりする場合があります。
- ◆ 土地の売買を行う事業者は、国土交通大臣や都道府県知事による「**宅地建物取引業者免許**」が必要です。必ず事前に免許の有無を確認しましょう。
- ◆ 価格が適正かどうかは、**事業者の話をうのみにせず**、所有する土地の自治体に**課税評価額**を尋ねたり、国土交通省のホームページ「**土地総合情報システム**」などを利用して確認しましょう。
- ◆ 契約して**8日以内はクーリング・オフが可能**な場合があります。
- ◆ クーリング・オフ期間が過ぎても、業者のセールストークや勧誘方法によっては契約を取り消せる場合があります。諦めずに、まずは身近な**消費生活相談窓口**に相談しましょう。

昔の原野 売りたい気持ちに つけてまれ...

消費生活相談は・・・

ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

お金のことで悩んでいませんか？

- 「多重債務で生活に行き詰まってしまった」
- 「税金、健康保険料が払いたくても払えない」
- 「住宅ローンや教育費が家計の負担になっている」
- 「借金をしない生活を営めるようになりたい」
- 「家族が借金を繰り返して困っている」

こんなことで困っている方は、ひとりで悩まないで・・・

生活再建支援相談 に相談しましょう！

- 相談内容に適した専門機関※の案内や債務整理に関する情報提供に加え、家計管理などを含め借金をしない生活を営めるよう、専門家が今後の生活の立て直し等についてアドバイスします。
- 相談は無料です。

※ 横浜弁護士会、神奈川県司法書士会、日本司法支援センター「法テラス」神奈川事務所

- * 電話相談 毎日13時～18時
- * 面接相談 予約制（事前にお電話ください）



いちはやい

☎ 045-312-1881



相談しやすい
便利な3つの
ポイント！

- ① 相談時間は60分～90分
⇒ 相談内容を詳しく聞けます！
- ② 土曜・日曜、祝・休日にも相談可
⇒ かながわ県民センターの休館日、年末年始以外は相談できます！
- ③ 平日夕方17時30分からや、土日の午前中も面接可
⇒ 相談時間帯も幅広く取れます！

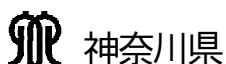
「高齢者の消費者トラブル」未然防止！



近年、高齢者を狙った消費者トラブルが増えています。

そこで、高齢者の消費者被害を未然に防ごうとテレビCM、新聞広告、インターネットなどに俳優の松平健さん扮する「未然奉行」が登場しています！

政府広報 未然奉行 で 検索



困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

県民局暮らし文化部消費生活課 普及推進グループ

《かながわの消費生活のページ》<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl/00548/>

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506